

茨城県央環境衛生組合議会情報公開条例

令和6年4月26日

条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、議会が保有する情報の公開を求める住民（笠間市及び茨城町の区域内に住所を有する者をいう。以下同じ。）の権利を明らかにするとともに、公正で開かれた議会運営を図り、もって議会に対する、住民の信頼増進に寄与することを目的とする。

(情報公開)

第2条 議会の情報公開に関する事項については、茨城町議会情報公開条例（平成12年茨城町条例第8号）の議会の情報公開に関する事項の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。